

私立中学校 授業料減免補助金（三重県）のご案内

【概要】

高田中学校入学後に発生した中学生保護者等の失業や倒産などの家計急変による経済的理由から、授業料の納付が困難となった世帯を支援する返済不要の補助金です。

【補助対象者】

(1) 家計が急変した年度・・・以下の①・②のいずれかの要件を満たす方

- ①保護者等のすべてが失業や倒産等により授業料の納付が困難になった方
- ②保護者等の一方が失業や倒産等をした場合において、他の保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が135,000円未満になった方

「失業や倒産等」とは、高田中学校入学後の保護者等の失業、倒産、死亡、事故、病気、離婚等により家計が急変した場合をいいます。ただし、下記の場合はこれに該当しません。

<該当しない場合>

- 自己都合退職（事業主からの働きかけによる・事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職を除く）
- 本人の責による解雇
- 派遣・期限付き雇用・定年退職等退職時期が通常予見できるもの
- 自営業の自主廃業

(2) 家計が急変した年度の翌年度以降・・・以下の①・②の要件をいずれも満たす方

- ①保護者等の家計急変後の年収の合計が400万円未満相当
- ②保護者等の資産保有額の合計が700万円未満

【補助対象期間】

離職等の日の属する月（離職等の日が当該年度でない場合は当該年度の範囲内を対象）の翌月分（離職等の日が月の初日の場合は当月）から、当該年度内に再就職をした場合は、再就職の日の属する月分（再就職の日が月の初日の場合は前月分）まで。

【補助金額】

- (1) 家計が急変した年度 月額33,000円
- (2) 家計が急変した年度の翌年度以降 月額28,000円

【支給方法】

補助金額分を毎月の授業料より差し引いて口座引落いたします。

【受給するためのお手続き】

高田中学校 事務部会計課（TEL059-232-2004）へお問い合わせください。
内容をご確認のうえ必要書類等のご案内をいたします。